

北上市告示乙第27号

北上市都市公園条例第20条の規定により、都市公園を次のとおり変更する。

令和6年3月13日

北上市長 八重樫 浩 文

種 別	名 称	位 置	変 更 に 係る区域	変更後の区域の 供用開始の期日
街区公園	しらゆり第1公園	岩手県北上市しらゆり78番8	別紙図面 のとおり	令和6年3月15日

備考 「別紙図面」は省略し、その図面を北上市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。